

「滋賀県未来投資総合補助金」の補助対象事業者(執行団体)の
公募に係る質問の回答

質問1 別記様式2の1～4のすべての項目を添付資料参照等として、提出しても問題ないか。

回答1 別記様式2の1～4について、すべて自由様式に入力・提出いただいて、問題ありません。

質問2 別記様式3の記載方について、(収入)の収入額とは何を記入すればよいか。

回答2 補助金収入に加え、その他の収入(※)があればご記入ください。

補助金収入については、交付申請予定額となる事業費(県内事業者への補助金額1,370,000,000円)および補助金交付事務に必要な事務費(上限160,000,000円)の合計額をご記入ください。

※ 別記様式3の収入額合計と支出額合計は一致するため、その他の収入を記載するのは、支出において、補助対象外経費を計上する場合のみとなります。

質問3 別記様式3の記載方について、(支出)の補助対象事業に要する経費、補助対象経費との違いは何か。

回答3 「補助対象事業に要する経費」は、補助対象外経費を含めた補助対象事業に要する経費の総額を指します。

「補助対象経費」は、当該補助金の対象となる経費、具体的には、公募要領Ⅱ「4 補助対象経費」に掲げる経費を指します。

質問4 採点表・番号 7「経費の妥当性」について、本表でいう「予算額」は事務費だけでなく、事業費(上限1,370,000,000円)も含めるか。

回答4 経費の妥当性については、事務費のみで採点いたします。

ご質問を踏まえ、審査基準および採点表にその旨明記します。

質問5 事務費は事業費のなかに含まれますか？

回答5 事務費(上限160,000,000円)は事業費(1,370,000,000円)には含まれません。

質問6 (例)間接補助交付要綱の第3条5に「同一事業で他の補助金の交付を受けている場合は対象外とする」とあるが、二重交付を防止するための調査・確認方法として想定しているものはあるか。

回答6 間接補助金の交付を受けようとする県内中小企業者等が提出する事業計画書等において、間接補助対象事業に係る収入の欄を設ける、(例)間接補助交付要綱第15条の規定によるデータ等提供や現地調査または第12条の規定による現地調査等を実施する場合に、間接補助対象事業者にヒアリングを行うといった方法が考えられます。

また、間接補助対象事業者に示す応募の手引き等において、二重交付は対象外であることを周知する、申請時に同一の事業内容で他の補助金、助成金等の交付を受けていない旨を誓約いただくことなどで、一定数未然に防止できると考えられます。

質問7 (例)間接補助交付要綱の第7条に「標準的な処理期間は30日とする」とあるが、「執行団体⇒事務局⇒県」へ連携後、交付決定の最終回答を得るまでの日数は何営業日(県での最終審査日数)での処理を想定しているか。

回答7 (例)間接補助交付要綱に記載する「事務局」とは今回公募している「執行団体」を指します。

また、間接補助金の交付決定を行うのは事務局であり、当該交付決定につき、原則として県は審査を行いません。

ただし、補助金交付要綱第9条の規定により、「補助対象事業者は、法令の定めならびに補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件その他知事の指示および命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行う」とありますので、この趣旨を全うするために随時県にご相談いただくことは可能です。

また、30日という期間は標準的な処理期間であり、やむを得ない事情が発生した場合は30日を超過することがありうると認識しております。

質問8 間接補助対象事業者(県内中小事業者)からの交付申請に対する「書類審査基準」および「採点表」の策定は、どのように内容決定されるか。

回答8 基準や採点表は、県と協議の上、補助対象事業者において策定していただきます。協議においては、間接補助金交付要綱の趣旨にのっとり、県が参考となる案をお示しすることがあります。